

2019年度 介護職員等による痰吸引等の実施のための研修 基本研修免除（実地研修実施）の研修についての案内

平素は、本研修センターの事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。近年、養成学校の卒業者や実務者研修を修了されている方より、喀痰吸引基本研修受講の取り扱いについてのお問合せ等が、当研修機関にも多く寄せられています。喀痰吸引の研修（1号および2号研修）の修了証書発行までの要件および課程を下記の通り実施して参りますので、一読のうえご確認をお願いいたします。

1. 喀痰吸引研修の基本研修を免除される者

- ①平成27年度以降介護福祉士養成校（施設）卒業者。
- ②実務者研修修了者。
- ③平成28年度以降、介護福祉士の試験に合格した者。

2. 上記、証明書類の提出について

- ①については、養成校卒業証明書または、介護福祉士の証明書。（コピー）
- ②については、実務者研修修了の証明書。（コピー）
- ③については、介護福祉士登録証。（コピー）

3. 受講対象者

- (1) 大阪府内の次の施設・事業所で勤務する介護職員等（上記1の者）であって、不特定多数の医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）、 認知症高齢者グループホーム、障がい者（児）施設（医療施設を除く）訪問介護（事）など

- (2) 施設長が推薦した者であること（個人での申込みは不可）

- (3) 実地研修は、受講者が勤務する自施設（自事業所）で実施できること。

また、実地研修を行うにあたり、体制が整備されていること。

実地研修に関しましては、当研修機関からの紹介や斡旋は行いませんので、各施設にて実地研修の体制を整えてください。

4. 実地研修までの流れと注意事項

- ①本案内をご確認のうえ、まずは大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 研修グループまでご連絡ください。

- ②ホームページの介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修、基本研修免除の方の申込書類の様式⑪～⑬を利用していただき、免除の証明書類等とともに、研修グループ宛まで郵送してください。⑭については後日でもよい。

③申込書類確認後、実地研修開始決定通知を施設へ郵送いたします。

書類到着後2週間から3週間後となります。(状況により前後することがあります)

また、当研修機関にて、未登録の施設の場合は1ヶ月程度の時間を要します。

④開始決定通知が届きましたら、振込口座へ登録手数料を振込んでいただきます。

振込日以降に実地研修開始日を設定していただきます。

登録手数料は、大阪府社会福祉協議会会員(施設部会)の方は、5,000円、

会員外の方は、10,000円

※大阪介護老人保健施設協会会員の方は府社協会員に準ずる。

⑤開始決定後、実地研修に使用する完了報告書、評価票等は、必ず大阪府社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしたものを使用してください。

また開始決定通知到着後、様式⑭(実地研修実施計画書)原本と、医師の指示書(写し)、家族の同意書(写し)実施計画書(写し)を郵送していただきます。開始決定後の提出書類一覧表をご確認ください。(利用者、家族の氏名、年齢、生年月日、住所等は、黒塗りでわからない様にする)

⑥実地研修の有効期間

基本は、3ヶ月以内で修了が前提ですが、3月31日までに実地研修を修了できない場合、その年度内に行った行為等は、全て無効になりますのでご注意ください。

また、12月20日を以って受付は終了いたします。

⑦実地研修を行う前の注意事項も必ず確認のうえ、施設長、指導看護師の氏名の自署と、捺印を押し申込書類に同封してください。(実地研修における注意事項様式⑯をホームページよりダウンロードしてください)

⑧その他

制度改正等で、実施の方法や各種書類の様式等が変更になる場合もございますので、柔軟な対応をしていただく様お願いいたします。

5. 申込期間

2019年4月11日から2019年12月20日消印有効